

平成 17 年 5 月 30 日

各 位

会社名 太陽誘電株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 富次
(コード番号: 6976 東証 第1部)
問合せ先 経営本部 人事部長 三宿 俊雄
(TEL 027 - 324 - 2302)

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することを、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

・特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、企業業績との関連性が薄く、固定的報酬である従来の役員退職慰労金制度を昨年の株主総会日をもって廃止いたしました。

そして、当社取締役に対し、企業業績や当社の株価への感応度をより引き上げ、企業業績向上及び株価上昇への意欲や士気を一層高めていくことを目的に、従来の役員退職慰労金制度を「株式報酬型ストックオプション」に組み替えることといたしました。

この制度は以下の「新株予約権発行の要領」に記載の通り、当社取締役に対して取締役退任日の翌日から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものです。

なお、今後も当社取締役に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認を条件に「株式報酬型ストックオプション」として、新株予約権を無償で発行していくことを予定しております。

・新株予約権発行の要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 26,000 株を上限とする。

ただし、当社が株式の分割または併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行なう場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

3. 新株予約権の総数

26 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000 株とする。

ただし、前記 2. のただし書き以下に定める目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月30日から平成37年7月31日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成37年6月30日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成37年7月1日から平成37年7月31日までとする。
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。
 - (ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月間とする。
- (3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- (4) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

8. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当社は7-(2)-(イ)に定める期間内に行使されなかった新株予約権を無償にて消却することができる。
- (2) 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要する。

・停止条件について

上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の当社定時株主総会において「株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上